

■ 無電柱化を取り巻く新たな状況

無電柱化を総合的・計画的・迅速に推進するための法律が新たに施行されるなど、国・都・区・電線管理者が積極的に無電柱化に取り組んでいます。

国の取組み

▶ 「無電柱化の推進に関する法律」の施行（平成28年12月16日）



▶ 低コスト手法の検討（無電柱化の更なる整備促進のために工事費縮小等を検討）

東京都の取組み

- ▶ 東京都無電柱化推進条例案（仮称）
（無電柱化を計画的に進めていく方策など）
- ▶ 電柱新設の禁止（都道）
- ▶ 第一次緊急輸送道路の無電柱化
（無電柱化を2024年度までに50%完了）

区の取組み

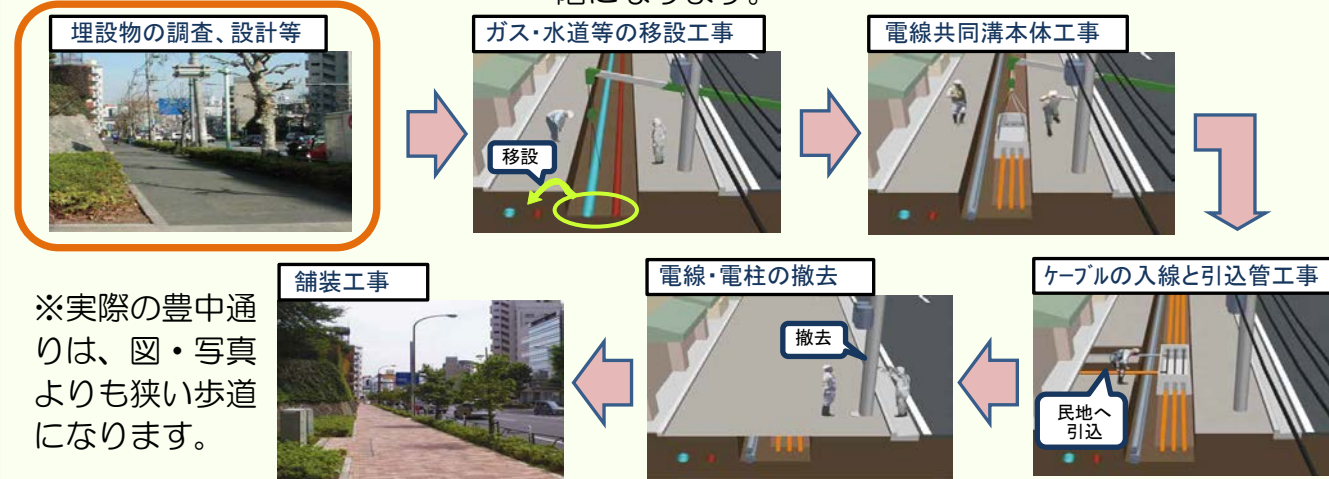
- ▶ 練馬区無電柱化推進計画の策定
（優先的に取り組む区道の路線やエリアの選定）
- ▶ モデル事業（豊中通り）の実施
（歩道幅員が狭い道路の無電柱化を推進）

電線管理者（東電・NTT）の取組み

- ▶ 地上機器・特殊部のコンパクト化および新機材開発によるコスト縮減など

■ 一般的な工事の流れ

平成29年度の取組み（オレンジ色の枠）は一番初めの段階になります。



※実際の豊中通りは、図・写真よりも狭い歩道になります。

○ 住民協議会について

住民協議会は平成29年度にも概ね3回程度開催する予定です。第4回住民協議会は、6月頃を予定しています。

住民協議会に参加したい方や質問等がございましたらお手数ですが、お問い合わせ先の担当までご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

練馬区役所 〒176-8501
練馬区豊玉北六丁目1番2号
土木部 計画課 地中化推進係（本庁舎13階）
担当：渡辺、小山
電話：03-5984-1467（ダイヤル）

豊中通り無電柱化ニュース 第3号

発行：練馬区土木部計画課 平成29年4月

空のみえるまちの実現に向けて、 平成29年度に無電柱化工事の設計等に着手します！

区では、地域の重要な路線である豊中通りにおいて、防災や安全、良好な景観の観点から無電柱化にチャレンジしています。沿道の皆様からいただいたご意見等をふまえて、平成29年度に調査・設計作業を行います。

■ 平成29年度（H29.4～H30.3）の取組み

設計にあたり、まずは埋設物の調査など以下に示した3つの作業を行います。
（3つの作業について住民協議会でいただいたご意見は裏面をご覧ください。）

埋設物の調査

地下に埋設されているガス、水道等の位置を調査します



電線埋設位置の調整

ガス・水道等の管理者と電線の埋める位置を調整します



地上機器の設置場所

地上機器の設置場所を検討します



設 計

■ 第3回 無電柱化住民協議会

2月23日（木）午後6時30分から豊玉高齢者センターで第3回住民協議会を開催しました。

無電柱化を取り巻く新たな状況とともに来年度モデル事業（豊中通り）で実施予定の埋設物調査、地上機器の設置場所の検討等について区から情報提供したのちに、2つのグループに分かれて、意見交換を行いました。

意見交換の様子



無電柱化モデル事業（豊中通り）



第3回住民協議会の内容や主な意見

住民協議会では、埋設物調査や地上機器の設置場所等について、ご参加いただいた皆様から様々なご意見をいただきました。いただいたご意見をふまえて、平成29年度の設計作業を進めていきます。

埋設物の調査について

埋設物の調査は、いただいたご意見をもとに、道路を掘らない地中レーダ等による調査を用いる方向で検討していきます。

●主なご意見

- ・実際に掘る調査は、迷惑する住民が多い。
- ・沿道に影響が少ない方法で調査して欲しい。
- ・掘らずに行う調査方法が良い。

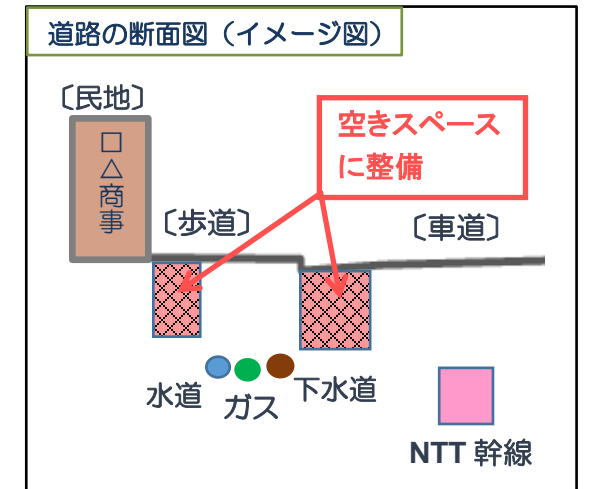


電線埋設位置の調整について

電線の埋設では、生活に影響の少ない整備を望むご意見を多くいただきました。ご意見をふまえて、水道・ガス等の管理者と調整を図って、空きスペースへの整備を検討していきます。

●主なご意見

- ・工事期間が短くなる既存の埋設物を避けて整備する方法が望ましい。
- ・歩車道の境目あたりの空きスペースに埋めればよい。



地上機器の設置場所について

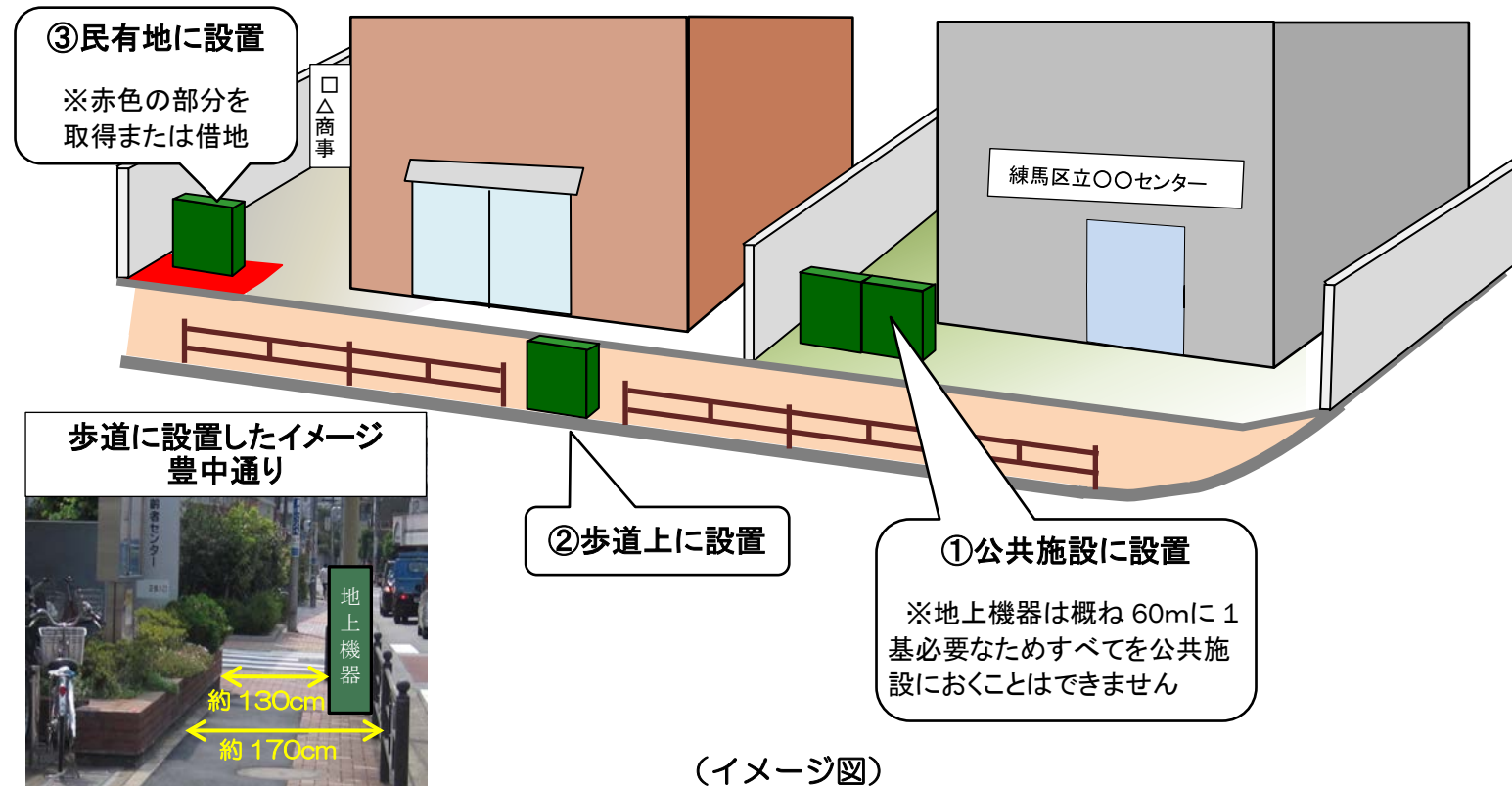
地上機器の設置場所について様々なご意見をいただきましたが、その多くが「公共施設や歩道上への設置」というご意見でした。しかし、歩行空間の確保の観点から、一定の条件のもとに私有地への設置要望がありました。

区では、今後もさらに皆様のご意見をいただきながら、地上機器の設置場所を検討していきます。

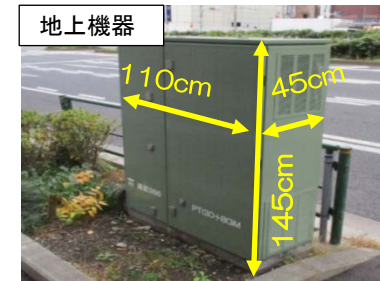
●主なご意見

(地上機器の設置位置について)

- ・公共施設である豊玉高齢者センター（はつらつセンター豊玉）に集中して設置してほしい。（右図 ①参照）
- ・歩道上の設置でやむを得ない。しかし、歩道が狭いので可能であれば道路外に設置してほしい。（右図 ②参照）
- ・所有者が協力可能な場合、私有地を区が取得して設置してほしい。
- ・私有地を区が借地して設置するとよい。ただし、将来所有者の都合で移転する可能性があるのであれば望ましくない。（右図 ③参照）



(イメージ図)



無電柱化にともない電柱上の変圧器（高圧の電気を家庭用の低い電圧に変更）や開閉器（電気の流れを切り替える装置）を道路上に設置する必要があります。

(地上機器の形状等について)

- ・地上機器の高さ、奥行きを小さくしてほしい。
- ・地上機器をベンチとして利用できるように開発してほしい。
- ・角を丸くしたり柔らかい材質を使って、危なくない工夫をしてほしい。
- ・夜中の歩行安全のために、地上機器にライトアップや蛍光色を施してほしい。